奨学金返還支援（代理返還）制度

制度利用のてびき

将来の担い手となる職員の

皆さんを応援します！

2025年4月

一般社団法人 みちのく愛隣協会

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台二丁目8番2号　TEL.0195-78-2511

奨学金について

● 一般社団法人みちのく愛隣協会（以下「法人」と言います。）が設立した「奨学金返還支援（代理返還）制度」（以下「支援制度」と言います。）において、支援の対象とする「奨学金」とは次のものを指します。

特別行政法人　日本学生支援機構が貸与する「第一種」及び「第二種」の奨学金

※奨学金は、大きく「公的奨学金」と「民間奨学金」の二種類に分けることが出来ます。公的奨学金は国や地方自治体によるものがあり、日本学生支援機構が行う「奨学金」もこの奨学金に該当します。また、民間奨学金には学校独自や育英団体、企業等が行うものがあります。

　ご自分が貸与されている奨学金が本制度の対象となるかどうか分からない方は、法人事務局(連絡先は末巻に記載しています。)にお問合せください。

奨学金返還支援(代理返還)制度について

● 特別行政法人「日本学生支援機構」（以下「機構」と言います。）の貸与奨学金の第一種又は第二種或いは両方を借りている職員に替わり（肩代わり）し、当法人が毎月奨学金返還金の全部又は一部を機構に直接送金する制度です。この制度により、職員の奨学金を返還する負担が軽減されます。また、法人が返還した金額を職員が法人に返す必要もありません。

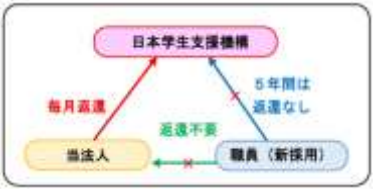

代理返還の限度額について

● 法人が職員に替わって機構に奨学金を返還（代理返還）する金額は、月額17,000円までです。

　このことから、毎月の奨学金の返還額が１７,０００円以下の場合は、１７,０００円以下の金額を法人が機構に送金します。また、１７,０００円を超える場合は、法人が１７,０００円を機構に送金するとともに、職員ご本人が１７,０００円を超過した部分の金額を直接機構に送金することになります。　※17, 000 円は、奨学金返還月額平均額とほぼ同額に設定しています。

支援制度の対象者について

● この支援制度の対象者は、次の方々です。

ア、毎年４月１日以降に法人の正規職員として採用された方で、機構の貸与奨学金を借り、当該年１０月から奨学金返還が始まる方が対象となります。

イ、また、上記アにより法人の正規職員として採用された方のうち、既に奨学金の返還が始まっている方で、卒業後４年以内にある方が対象となります。

● 次の方は、この支援制度の対象とはなりません。

採用時に、奨学金を貸与していた学校を卒業して５年以上経過している方

代理返還（支援）の期間について

● この支援制度は、将来、当法人の担い手となる皆さんを応援する取組みの一環として仕事に慣れ職場に定着し、生活基盤などが確立し、落ち着くまでの期間について奨学金返還を肩代わり（代理返還）するものです。

このことから、代理返還を行う期間は、最長5年間としています。

【代理返還期間の例示】

●2025 年４月１日に法人採用された同年３月に卒業した職員の例

奨学金代理返還は、同年１０月から 2030 年３月までの 54 か月間

●2025 年４月１日に法人採用された前年３月以前に卒業した職員の例

①2024 年３月卒業の場合

2025 年４月から 2029 年３月までの 48 か月間

②2023 年３月卒業の場合

2025 年４月から 2028 年３月までの３６か月間

※上記は、2025 年４月１日採用時の例示です。以後の採用時につきましては、適宜、読み替えをお願いします。

支援制度利用の申込みについて

● この支援制度を利用しようとする方（職員）は、次の書類を法人事務局が指定する日までに事務局に提出してください。

ア、毎年４月１日付けで法人の職員に採用された方又は採用内定を受けた方
（※なお、同年３月末までに法人から職員採用内定通知があった方、又はこれから職員採用試験に応募する方についても本制度の対象となります。）

① 奨学金返還支援制度適用申請書（申請書様式は右記参照）

職員採用内定通知を受け取った方は、別紙申請書にお持ちの「奨学生証」両面複写を添えて、法人事務局から後日提出を求められる採用時提出書類と一緒に法人事務局に提出してください。なお、返還開始が１０月からとなりますので、入社後にこの手続きを行っても差し支えありません。

② 貸与奨学金返還確認票の提出

機構から、貴方様の奨学金貸与が満期となる年度の後半、または奨学金の貸与終了時に「貸与奨学金返還確認書」が送付されますので、この確認票が届きましたら、その全部を複写して法人事務局に郵送又は持参し提出してください。

イ、既に、卒業し奨学金を返還している職員（採用内定者を含む。）
（※なお、同年３月末までに法人から職員採用内定通知があった方、又はこれから職員採用試験に応募する方についても本制度の対象となります。）

① 奨学金返還支援制度適用申請書（申請書様式は右記参照）

職員採用内定通知を受け取った方は、申請書に機構が交付する「貸与奨学金返還確認書」の全部を複写して、法人事務局に郵送（提出）してください。

※既卒者の場合、返還支援制度が当該年度の４月分から適用となります。したがって、前月（３月中）に機構に対し手続きを行う必要がありますので、ご留意をお願いします。なお、手続きが間に合わなかったときは、４月分はご本人が一旦機構に返還していただき、当法人からご本人に同額をお支払いします。

※返還開始前後に、月額の返還金額に変更が生じたときは、速やかに機構から「貸与奨学金返還確認書」を取寄せて法人事務局にその写しを提出してください。

注意：返還月額に変更があり、その代理返還手続きを怠った場合、ご本人口座からの引き落としが行われることがありますので、ご注意願います。

（申請様式：A4 縦版）

（第５条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

奨学金返還支援制度適用申請書

一般社団法人みちのく愛隣協会
理事長　及　川　忠　人　　様

（申請者）
住所：

氏名：　　㊞

（生年月日：　　年　　月　　日生）

私は、貴協会の「奨学金返還支援制度」の適用を受けたいので
次のとおり申請します。

（1）貸与奨学金の種類	第一種　・　第二種　（どちらか☆で囲んでください。）	
（2）在学中又は卒業学校名	（学校名）	
	（学部名）　　（学科名）	
（3）奨学金の受給期間	年　月　～　年　月　（延べ　　月間）	
（4）奨学金の返還計画	（返還開始）　年　月	（返還終了）　年　月
（5）奨学金返還月額	月額　　円	※現に返還している方のみ記入してください。
（6）職員採用年月日	令和　年　月　日	

※次の事項に関して、理解・承諾する場合は□の中にレ点を記入してください。

□　奨学金返還支援制度規程及び関係資料を読み奨学金返還支援制度の内容を理解しました。

□　適用承認されたときは、あなたの個人情報を日本学生支援機構への手続きのために当協会が使用することについて承諾します。

支援期間の継続と停止について

ア．次の休暇や休業中においても支援（代理返還）を継続します。

当法人の就業規則に定める「産前産後の休業」、「育児・介護の休業」、「病気休暇」、「職務専念義務の免除」を取得している期間については、支援を継続します。

イ．次の事由に該当するときは、支援を停止します。

- 就業規則に定める「当然退職」、「合意退職」、「懲戒解雇」に該当したときは、支援を当該事由の発令日の属する月限りで停止します。
- 上記アの休暇や休業などの期間終了直後、退職が見込まれる場合、或いは退職した場合は、休暇や休業などの開始日の前日の属する月限りで支援を停止します。

＜参考＞

一般社団法人みちのく愛隣協会就業規則（抜粋）

1．就業規則第３６条（産前産後の休業）

６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）以内に出産予定の女性職員から請求があったときは、産前休業を認めるものとする。

２　協会は、女性職員が出産したときは、産後８週間を経過するまで就業させない。

2．就業規則第３９条（育児・介護休業）

職員のうち必要のあるものは、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

２　育児・介護休業等の取扱いについては、「育児・介護休業等に関する規程」で定める。

3．就業規則第４１条（病気休暇）

職員が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を与える。

4．就業規則第４０条の２（職務専念義務の免除）

職員は、次の各号の１に該当する場合において、あらかじめ理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが出来る。

（１）職務に関連ある国又は地方公共団体の委員又は研究班の構成員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

（２）協会の運営上、特に必要と認められる法人その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

（３）国又は、地方公共団体若しくは法人その他の団体から委嘱を受け臨時に講演、講義等を行う場合

（４）職務に関連ある試験等を受ける場合

（５）職務に関連ある研修を受ける場合

（６）協会の厚生福利に関する計画の実施に参加する場合

（７）前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合

5．就業規則第４５条（当然退職）

職員が次の各号の１つに該当するときは、その日を退職の日とし、その翌日に職員としての身分を失う。

（１）死亡したとき

（２）休職期間が満了したとき

（3）協会に連絡がなく 30 日を経過し、協会が所在を知らないとき

6．就業規則第４６条（合意退職）

職員が退職希望日の 30 日以上前に理事長に退職の届出をした場合、原則として協会はその申込みを承諾する

7．就業規則第５７条第４号（懲戒解雇）

協会は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。

（1）～（3）中略

（4）懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当（平均賃金の３０日分）を支給しない。

一般社団法人みちのく愛隣協会奨学金返還支援制度規程

（目　的）

第１条　この規程は、長期雇用が期待できる有為な人材の確保及び定着を目的として、奨学金返還支援制度について定めるものである。

（奨学金返還支援制度）

第２条　奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、奨学金を現に返還している、または返還を開始しようとする職員に対して、一般財団法人みちのく愛隣協会（以下「協会」という。）が返還額の金銭又は一部を毎月本人に替わって返還する（以下「代理返還」という。）制度のことをいう。

（奨学金）

第３条　この規程に定める奨学金とは、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が第４条第２号に指定する者に貸与する第一種及び第二種の奨学金（以下「貸与奨学金」という。）をいう。

（支援制度の対象者）

第４条　支援制度の対象者は、次の各号の全てを満たす者（以下「支援対象者」という。）とする。

（1）就業規則第５条第１項に定める協会の正規職員であること。

（2）大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び高等学校の卒業者等（中途退学者を含む。）で、次のいずれかに該当する者であること。

ア、卒業日の翌月から起算して６０月以内にあり現に貸与奨学金を返還している者（返還猶予者を含む。）

イ、正規職員となった日以降に貸与奨学金の返還開始日がある者

（3）第５条の書類を提出した者であること。

（書類の提出）

第５条　支援制度の適用を受けようとする職員は、次の書類を協会が指定する日までに提出しなければならない。

（1）支援制度適用申請書

（2）貸与奨学金の借入総額及び返還計画がわかる書類

（3）支援対象者となった月における貸与奨学金の借入残高がわかる書類

（4）その他協会理事長が必要と認める書類

２　支援対象者は、毎年、協会が指定する日までに、奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。

３　支援対象者は、返還計画等に変更があった場合には、速やかに協会に申し出なければならない。

（代理返還の限度額）

第６条　協会は、機構に対する奨学金返還額の全部又は一部を支援対象者に替わり毎月代理返還する。

２　代理返還額の限度額は、月額１７，０００円とする。

３　奨学金月額返還額が第２項に規定する金額に満たないときは当該返還額を代理返還額とする。

また代理返還額の限度額を超えるときは、その超過額は支援対象者が直接機構に返還する。

（代理返還の期間）

第７条　協会が支援対象者に替わり代理返還する期間は、次の各号のとおりとする。

（１）現に貸与奨学金を返還している者については、卒業日の翌月を１か月目とし、６０か月目となる月までとする。

（２）正規職員になった日以降に貸与奨学金の返還開始日がある者については、初回返還日の属する月を１か月目とし、５４か月目となる月までとする。

（３）貸与奨学金返還が前各号の支援期間が終了するまでに終了した場合は、最終返還月までとする。

（代理返還の継続）

第８条　支援対象者が、就業規則に定める産前産後の休業（第３６条）、育児・介護休業（第３９条）、病気休暇（第４１条）及び職務専念義務の免除（第４０条の２）を取得している期間については、代理返還を継続する。

（代理返還の停止）

第９条　支援対象者が就業規則に定める当然退職（第４５条）、合意退職（第４６条）、または懲戒解雇（第５７条第４号）に該当したときは、代理返還を当該発令日の属する月限りで停止する。

２　前条に掲げる休暇及び休業、免除の期間終了直後に退職が見込まれる場合、或いは退職した場合は、休暇及び休業、免除の開始日の前日の属する月限りで代理返還を停止する。

３　前項の規定により代理返還を停止したときは、既に協会が機構に代理返還した金額を支援対象者は協会に返還しなければならない。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は理事長が行い、協会職員及び支援対象者に周知する。

～　ご不明な点などにつきましては、法人事務局にお問合せください　～

☚ＱＲコードをスキャンして見ることができます。

一般社団法人みちのく愛隣協会

〒028-7303　岩手県八幡平市柏台二丁目8番2号
東八幡平病院内
電話　0195-78-2511　　FAX 0195-78-3437
http://www.mairin.jp/

お問合せ先
法人事務局：担当　佐々木・田村